

迷惑メール駆除サービス利用規約

第 1 章 総 則

(利用規約の適用)

第 1 条 株式会社 ネット・コミュニケーションズ（以下、「当社」といいます。）は、迷惑メール駆除サービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）を定め、この利用規約に基づき、迷惑メール駆除サービス（以下、「本サービス」といいます。）を提供します。

2 契約者は利用規約に同意の上で、本サービスを利用するものとします。

(利用規約の変更)

第 2 条 当社は、この利用規約を契約者の承諾なくして変更・改訂できるものとします。この場合の料金、その他の提供条件等は、変更後の利用規約に拘束されるものとします。

(サービスの提供区域)

第 3 条 本サービスの提供区域は日本国内とします。

(サービスの種別と料金)

第 4 条 当社が提供する本サービスの種別と料金は、当該サービスサイト上に掲載します。

なお、当社は、当該サービスサイト上の種別または料金表ならびにインフォメーションのページにて予め告知することにより、種別、価格を変更できるものとします。

(サービスの終了)

第 5 条 当社は、本サービスを終了することがあります。

2 本サービスを終了するときは、終了する 1 か月前までにその旨を通知あるいは告知します。

第 2 章 本サービスの提供

(本サービスの提供範囲)

第 6 条 当社は、契約者が本サービスの利用に際し申し出たドメイン名およびメールアドレスのメール受信に対して、当社所定の装置またはソフトウェアを用いてスパムメール（迷惑メール）に該当するか否かの判定を行います。但し、自営端末内（同一ドメイン間）での電子メールの受信に関しては適用されないものとします。

2 本サービスは、契約者の特定の目的に適合すること、契約者の期待通りに機能を有すること、その動作に誤りがないこと、電子メール又は自営端末設備及びその中にインストールされているソフトウェア、データ等に悪影響を及ぼさないこと、その他スパムメールの完全な判定を行う機能を保証するものではありません。

3 本サービスの適用対象となるメールサーバおよび関連する装置にて送受信された電子メールの数が過剰となり、本サービスの提供に支障をきたすと当社が判断した場合、当社は当社の裁量にて、当社が適切と考える措置を講ずることが出来るものとします。

第 3 章 契 約

(契約の単位)

第 7 条 契約者が本サービスの複数の種別を利用する場合には、個々にサービス利用契約を締結するものとします。

2 当社は、本規約の他、必要に応じて特約を定めることがあります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとします。

(契約期間)

第 8 条 本サービスの契約期間は第 13 条（契約の成立）第 1 項に定める利用開始日から起算して 6 カ月以上とします。

(サービスの提供条件)

第 9 条 契約者は、使用する 1 つ以上のドメイン名を当社に申し出ていただきます。契約者は申し出たドメイン名を使用して本サービスを利用するものとします。

2 契約者は、本サービスの不正使用により、当社あるいは第三者に損害を与えることのないように万全の配慮を講じるものとします。また、契約者は不正使用に起因するすべての損害について責任を負うものとします。契約者は、本サービスが不正に使用されたことが判明した場合には、直ちに当社にその旨を連絡するものとします。

(権利の譲渡等の制限)

第 10 条 本サービスの提供を受ける権利等利用契約上の権利を、当社の承認なく、他に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることはできません。

(非常事態時の利用の制限)

第 11 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあるときは、本サービスの全部または一部を停止または中止する措置をとることがあります。

2 当社が前項に基づく本サービスの停止または中止によって生じた契約者の損害については一切責任を負いません。

(契約申込)

第 12 条 当社所定のサービス申込書（契約書）を提出することによって申し込むものとします。

2 契約の申込において、本人確認のための資料を提出していただくことがあります。

(契約の成立)

第 13 条 当社がサービス利用の申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面により通知します。利用契約はこの利用開始日に成立します。

2 当社は、次の場合にはサービス利用の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本サービスの申込をした者が第 20 条（サービスの停止）第 1 項各号のいずれかに該当するとき
- (2) 本サービスの申込をした者が過去において第 20 条（サービスの停止）第 1 項各号のいずれかに該当したとき
- (3) 契約申込書に虚偽の事実を記載したとき
- (4) 前各号のほか、当社の業務遂行上支障があるとき

3 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知しません。

(サービス内容の変更)

第 14 条 契約者が、本サービス内容の変更を希望する場合は、当社が別途定める方法により変更を申し込むものとします。

2 前項の申込を承諾した場合は、当社は契約者に対しその旨を通知します。

3 第 1 項の申込があった場合に、技術的に困難であるなど当社の業務遂行上支障があるときは当社は申込を承諾しないことがあります。この場合は契約者にその旨を通知します。

(契約者の名称等の変更)

第 15 条 契約者は、住所、電話番号、その他、以下の各号に変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出るものとします。

- (1) 名称又は氏名
- (2) 住所又は居所
- (3) 当社に届け出た請求書送付先に関する事項

2 前項の届け出があったときは、当社はその届け出のあった事実を証明する書類を提出していただくことがあります。

(契約者の地位の承継)

第 16 条 契約者である法人が合併したとき、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後 14 日以内に、当該承継法人に書面により通知をして利用契約を解除することができるものとします。当社が解除しなかった場合、承継した法人は利用契約に基づく一切の債務を承継するものとします。

2 契約者が個人である場合は、個人が死亡したとき利用契約は終了します。

(契約者が行う利用契約の解除)

第 17 条 契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除の日の 1 か月前までに解除の旨及び解除するサービスなどを当社が別途定める書面により通知するものとします。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が 1 か月未満であるときは、解除の効力は当該通知があった日から 1 か月を経過する末日に生じるものとします。

(当社が行う利用契約の解除)

第 18 条 当社は、次に掲げる事由があるときは、利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 第 20 条（サービスの停止）第 1 項に基づき当社が本サービスの提供を停止した場合は、停止の日から 14 日以内に停止の原因となった事由が解消されないとき
- (2) 第 20 条（サービスの停止）第 1 項各号のいずれかの事由があり、本サービスの提供に著しく支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第4章 サービスの中止及びサービスの停止

(サービスの中止)

第19条 当社は、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生する虞がある場合、当社の設備の保守を定期的にもしくは緊急に行う場合、または障害等やむを得ないときには、本サービスの全部または一部を中止することができるものとします。

2 本サービスの提供を中止するときは、当社は契約者に対し、その旨を通知します。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(サービスの停止)

第20条 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することができるものとします。

(1) 利用契約上の債務を履行しなかったとき

(2) 第9条(サービスの提供条件)の規定に違反したとき

(3) 以下の態様において本サービスを利用したとき

(ア) 当社あるいは第三者の名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(イ) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(ウ) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為

(エ) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為

(オ) 虚偽の情報を意図的に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(カ) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為

(キ) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為

(ク) 第三者の本サービスの利用に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為

(ケ) IDあるいはパスワードを不正に使用する行為

(コ) コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為

(サ) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為

(シ) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為

(ス) その他、他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

(4) その他、当社が不適切と判断するとき

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事後に通知します。

第5章 料金等

(料金等)

第21条 本サービスの料金は、当該サービスサイト上の料金表に記載します。

(料金等の支払義務)

第22条 契約者は、前条(料金等)の料金を支払う義務を負います。

2 第20条(サービスの停止)の規定により本サービスの提供が停止された場合であっても本サービスの料金の算出については、当該サービスの提供があったものとして取り扱います。

3 第13条(契約の成立)の規定により、当社が契約の承諾を取り消した場合であっても、当社は利用申込者に対して契約が成立した場合と同額の損害金を請求します。損害金の請求の手続は料金等の請求の手続と同様とします。

(料金等の計算方法)

第23条 サービス料金については、以下の各号の場合を除き、毎月、暦月に従って計算する料金の額とします。

(1) 利用開始月の料金の額は、当該月における本サービスを提供した期間に対応する月額料金の額と初期料金の合計額から、月額料金相当額を減額した額とします。

(2) 契約の解除(契約期間を経過する前に解除があった場合を除きます。)の日が暦月の末日以外の場合であっても、当該月の料金の額は、当該月の末日までの月額料金の額とします。

2 契約期間が経過する前に利用契約が終了したとき、契約期間に対応する本サービスに係る料金の全額を、契約解除の日から2週間以内一括して支払うものとします。

(料金等の支払方法)

第24条 サービス契約者は、当社が指定する期日、方法を記載した請求書により料金を支払うものとします。

2 契約者と、金融機関等間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

(割増金)

第25条 料金等の支払いを不法に免れた契約者は、その免れた額に加え、その免れた額と同額を割増金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(延滞損害金)

第26条 契約者が、料金その他の債務について支払い期日を経過してもなお支払いがない場合、当該契約者は支払い期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を、延滞損害金として当社が指定する期日までに支払うこととします。

(割増金等の支払方法)

第27条 第25条(割増金)及び第26条(延滞損害金)の支払いについては、当社が指定する方法により支払うものとします。

(消費税)

第28条 契約者が当社に対し本サービスに係る債務を支払う場合において、消費税法(平成6年法律第109号)及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税及び地方消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

(端数処理)

第29条 当社は料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場

合は、その端数を切り捨てます。

第6章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第30条 本サービスにおける当社サーバのデータが、滅失、毀損、漏洩、その他本来の利用目的以外に使用されたとしても、その結果発生する直接的または間接の損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。

(データのバックアップ)

第31条 本サービスにおいて、当社はサーバ設備の故障又は停止等の復旧に対応するため、契約ディレクトリ内のデータを複写及び保管することがあります。

2 複写及び保管するデータはサーバ全体のものであり、契約ディレクトリ内のデータや一部のデータなど、部分的に復旧することはできません。

第7章 契約者情報の保護

(契約者情報の保護と開示)

第32条 当社は、契約者から得たサービス申し込み情報、またはサービス利用状況等の情報について、サービスの円滑な運営、利用料金の請求並びに契約者に対するサービスの向上、利用促進を目的とした調査、企画等のために利用するものとし、その他の目的は一切利用しないものとします。

2 契約者情報の開示については、本サービスの運営に必要な場合を除き、第三者に開示しないものとします。但し、次に該当する場合には、この限りではないものとし、契約者はこれに同意するものとします。

- (1) 事前に契約者の同意が得られた場合
- (2) 法令により開示が求められた場合
- (3) サービスを提供する目的で、当社からの委託を受けて業務を行う会社が情報を必要とする場合

第8章 損害賠償

(責任の制限)

第33条 当社は本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由により、契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できないことを当社が知った時刻から起算して連続して72時間本サービスを利用できなかったとき、または1料金月に合計120時間以上本サービスが利用できなかったときに限り、契約者からの請求により、その料金月における料金額を限度として損害の賠償をします。ただし、契約者が当該請求をし得ることとなった日から2か月を経過する日までに当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。

(免責)

第34条 本サービスの利用およびそれに関連して生じた契約者または第三者の損害に対して、当社はその原因の如何によらず、一切の補償、賠償の責任を負わないものとします。

第9章 雑則

(管轄裁判所)

第35条 契約者と当社との間で本サービスの利用に関連して紛争が生じた場合は、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。